

1 ナチの国土計画——ヒットラー1933年1月 首相就任

- 1) 国土全体の効率的活用——中央集権体制 軍事体制 装甲兵員輸送
- 2) 小国分立時代からの脱却——上からの強権的統制
- 3) 戦時体制の整備——第二次大戦への準備
- 4) 工場分散 危険分散 一点集中の是正
- 5) 高速道路網 33年6月 自動車専用道路の思想——補給路、航空機との比較
航空機利用 休憩地/展望台 国民車の開発 (ぼるしえ)
35年5月 フランクフルト——ダルムシュタット 36年9月 1000キロ完成
- 6) 失業対策 650万人の失業者 ヒットラーの鋳入れ
- 7) 分散と統合 全体的配置の可能性
- 8) 東西二正面作戦 モルトケの四方面作戦——鉄

2 ソ連の計画経済

- 1) 計画経済 自由主義経済へのアンチテーゼ
- 2) ゴスプラン エネルギー 空港
- 3) 資源開発 シベリア開発 水力発電
- 4) 大都市の抑制 人口流入制限

3 アメリカのTVA

- 1) ブラックマンデー ⇒ ニューディール政策
- 2) 不況対策 失業救済
- 3) 経済的後発地帯 (テネシー州) のテコ入れ
- 4) ダム (水利調整、水力発電)
- 5) 工業立地
- 6) 民主主義の勝利——リリエンソール

4 日本の国土計画

- 1) 国土計画設定要綱 企画院 (1940. 9.24 閣議決定) ①日満支計画、②中央計画
東亜共栄圏の確立 ①経済配分、②鉱工業配分、③農林蓄水産配分、④総合交通
⑤総合的動力計画、⑥総合治山治水と利水、⑦総合的人口配分計画 (都市配置、
地域別人口配分、総合的移民計画)、⑧文化厚生施設配分、⑨単位地域別計画
- 2) 工業規制地域及び工業建設地域ニ関スル暫定措置要綱 (1942. 6. 2 閣議決定)
- 3) 大東亜国土計画大綱素案 (1942. 6.) 4) 黄海渤海地域国土計画要綱 (企画院 1942)

5 国土計画の功罪

- 1) 中央集権：市民自治 2) 戦時体制；平和利用 3) 官僚統制：自由主義経済
- 4) 統制と画一化：地域個性の尊重 5) 植民地化支配
- 6) 政治体制の相違と国土計画の相違

國土計畫設定要綱

企 畫 院

(昭和15. 9. 24)
閣 議 決 定)

第一 國土計畫設定ノ趣旨

餘國ノ理想ニ基キ、時勢ノ進運ニ對處シテ新東亞建設ノ聖業ヲ完遂スル爲ニハ、東亞諸邦ヲ對象トスル綜合的經營計畫ヲ樹立シ、之ヲ基準トシテ國力ノ飛躍的増強ヲ圖ルノ要緊切ナルモノアリ

即チ日滿支ヲ通ズル國防國家態勢ノ強化ヲ圖ルヲ目標トシテ國土計畫ノ制ヲ定メ、地域的ニハ滿支ヲ含メ、時間的ニハ國家百年ノ將來ヲモ豫ヘ、産業、交通、文化等ノ諸般ノ施設及人口ノ配分計畫ヲ土地トノ關聯ニ於テ綜合的ニ合目的ニ構成シ、以テ國土ノ綜合的保全利用開發ノ計畫ヲ樹立シ、一貫セル指導方針ノ下ニ時局下階級ノ政策ノ統制ノ推進ヲ圖ラントス、

第二 計畫ノ種別並運用

一 日滿支計畫

日滿支三國ヲ通ズル國土ノ綜合的利用開發ノ計畫ニシテ其各國ヲ以テ各單位地域トシ、之ニ對スル人ト施設トノ合理的配分方針ヲ策定スルモノトス

日滿支計畫ハ關係各國ノ行フ國土計畫ノ事業策定ノ基準タルベキモノトス

二 中央計畫

中央計畫ハ内外地全般ヲ對象トスル計畫ニシテ、日滿支計畫ヲ基準トシテ策定ヲ圖ルモノトシ、内外地各地方ノ特性ヲ發揮セシメ國家的見地ヨリスル國土ノ綜合的利用開發ノ計畫ヲ樹立スルモノトス

20

中央計畫ハ各廳所管行政ノ基準トナリテ運用セラルベク、内地ニ於ケル各單位地域別地方計畫及外地ニ於ケル開發計畫策定ノ基準トナルノ外各廳所管ノ事業トシテ直接實施セラルベキモノトス

第三 策定要領

一 國土計畫ニ關スル調査、研究、立案ハ本計畫設定ノ趣旨ニ鑑ミ國家ノ綜合國防力ノ増強ヲ圖ルノ見地ヨリ常ニ發展的ニ統一の之ヲ行フモノトス

二 計畫立案ハ一定ノ目標時期ヲ定メ、日、滿、支、南洋ヲ含ム東亞共榮圈ノ確立ヲ圖ルヲ目標トシテ之ヲ企畫スルモノトス

三 計畫ニ當リテハ國土ノ愛護保全ヲ旨トシ、綜合的交通計畫、綜合的動力計畫トノ有機的關聯ニ於テ産業及人口ノ統制的配分ヲ圖ルニ重點ヲ置キ、常ニ防空上ノ考慮ヲ重視スルモノトス

四 經濟ニ關スル計畫ニ付テハ東亞共榮圈内ニ於ケル保全、涵養ニ依ル必需物資ノ確保トソノ適正ナル交流配分ヲ圖リ併セテ國際經濟ニ於ケル優位ノ獲得ニ努ムルヲ以テ目的トス

五 人口ニ關スル計畫ニ付テハ人口ノ量的質的増強ト之ガ地域的職能力ノ適正ナル配分ヲ圖ルヲ以テ目的トス

六 基礎調査ハ各廳ノ調査ヲ統合シ、民間ノ協力ヲ得テ内外ニ亘ル關係資料ノ整備ヲ圖ルモノトス

第四 主要策定事項

一 日滿支經濟配分計畫

二 工業業配分計畫

イ 重化學工業ノ業種別配分計畫 ロ 輕工業ノ業種別配分計畫

ハ 工業地帯配分計畫 ニ 礦產資源開發計畫

三 農林漁水産業配分計畫

イ 農業計畫 ロ 林野計畫 ハ 水産計畫

四 綜合的交通計畫

イ 内外地交通通達増進計畫 ロ 東亞交通通達整備計畫

五 綜合的動力計畫 (燃料ヲ含ム)

國土計畫設定要綱 21

六 綜合的治山治水及利水計畫

七 綜合的人口配分計畫

イ 都市配置ニ關スル計畫 ロ 職能別人口配分計畫 ハ 地域別人口配分計畫 ニ 綜合的移民計畫

八 文化厚生施設ノ配分計畫

九 單位地域別計畫ノ基本方針

第五 事務ノ機構並其運用

一 國土計畫ハ内閣總理大臣ノ主管トシ、其事務ハ企畫院ヲシテ掌ラシム

二 内閣ニ官制ニ依ル國土計畫委員會ヲ設置シ、國土計畫ノ策定並運用ニ關スル諮詢機關ヲラシムルコト

三 各廳ハ國土計畫ノ策定ニ參畫シ、ソノ所管ニ從ヒ、計畫ノ内容タル事項ノ調査、計畫、實施ヲ掌ル

内閣總理大臣ハ各廳ノ行フ事業ニ付國土計畫ノ運用上必要ナル統括ヲ行フコトヲ得ルモノトスルコト

地方計畫ニ付テモ内閣ニ於テ之ヲ統制ス

四 各廳ニ設置セラレアル各種會議、調査會、委員會等ハ必要ニ應ジ國土計畫委員會ト密接ナル連絡ヲ保持スベキモノトシ、之ガ連絡ノ方法ニ付テハ別途考慮スルモノトス

五 日滿支計畫ニ關スル滿支兩國トノ連絡ハ各關係所管廳ヲ通ジテ之ヲ行フ

六 中央計畫ノ外地ニ於ケル實施ハ一般的ニ各外地官廳ノ所管トシ 拓務省 (關東州ニ付テハ對滿事務局) 之ヲ統制ス

國 土 計 畫 へ の 出 發

朝 日 新 聞

(昭和15.9.25)

國土計畫という言葉は、一般世間にはまだ新しいものであるかも知れない。またドイツなどにおける國土計畫の進展を知る者にとつても、日本における國土計畫と聞くと、いささか現實離れした大風呂敷の感を抱いたものであるが、もはや國土計畫を遠い理想の如きものと考へてゐる時代ではない。最近の3、4年間に於けるわが都市の急膨脹を見ても、工場地帯の發展を見ても、その立地の無計畫性は、住民の保健、衛生、防空、交通といった點から見て、素人目にもひどく混雜して見えるし、不安と危懼を抱かせるのである。全國土の合理的利用と保全という見地が缺け、そうした政策が缺けてゐる限り、産業、交通、文化の發展は日に日に取りかへしのつかぬこの不合理を積み重ねつつあることになる。これは吾々の目の前に見える卑近な事實に過ぎないが、高度國防國家の建設を目指している我國としては、國土計畫は極めて積極的な意味において、缺くべからざるものとなつたのである。その國土計畫のわが國における基準乃至目標といつたものは、極めて多面的であるが、第1には國防力の綜合的増強、第2にはそれが日、滿、支、南洋を含む東亞共榮圈の確立といふ觀點であらう。それを細別して考へれば經濟的には交通、動力の綜合配分、工業立地、農林計畫、人口配分、等々限りないものであるが、それらは遠き將來的な構圖として考へられねばならぬばかりでなく、今日即刻、各官廳會社が監督乃至は實施するものの中に織込まれて現れてくる手近なものでなければならぬのである。

今回企畫院をを中心に立案された國土計畫設定要綱が、現在の我國が高度國

防國家の建設と日滿支3國經濟力の綜合強化といふ問題を取り上げている立場からして、極めて妥當であることいふまでもない。時期からしても國土計畫は國民經濟が幾分とも計畫經濟化してこそ、はじめて實現の可能性は大きくなるのであるが、いまや一方に物動計畫が細密化し、他方に企業經營の體制が單なる私的性質を脱却せんとしつつある情勢においては、全く時宜を得たものといつてよいのである。

しかし今はたゞ國土計畫を設定するといふことが決められただけであつて、計畫そのものを作ることは、すべて今後に屬する。要綱によれば、國土計畫は總理大臣の主管とし、内閣に國土計畫委員會を設定し、これを諮問の機關たらしめ、事務は企畫院にて執るといふ。諮問機關のはたらき如何は委員に何人を得るかによつて自ら相違するとはいへるが、かくの如き廣汎に互りかつ細目に入つて専門的知識に俟つ性質の仕事においては、諮問機關の果し得る役割は極めて限定されている。この仕事の主體が、たゞに官廳のみならず普く民間の經驗と智能をも蒐め、高邁なる見地からこれを統合指導する頭腦をもつた調査機關でなければならぬことは明かである。企畫院が、これに適當することは一應何人も認めるところであるが、その調査、立案が、官廳的形式主義に煩わされることなく、この創始的な仕事に相應しく、優秀なる調査員の旺盛なる精神力を盛上げるよう構成することが肝要である。